

# 知っておきたい著作権

## —論文・レポートを書くために—

論文、レポートに他者の研究成果や文章、作品を利用する場合は、著作権法上のルールに則り、権利を侵害しないよう注意が必要です。

また、今後皆さんが表現者として活躍する上でも著作権の知識は大切です。しっかり身に付けていきましょう。

### 著作権とは

自分の思想や感情を創作的に表現したものを著作物、著作物を創作する人を著作者、著作者に対して法律（著作権法）で与えられる権利を著作権といいます。

著作権は、他人が「無断で〇〇すること」を止めることができる権利です。

○著作人格権・・・著作者に専属する権利。

公表権（公表するかしないかを決定する＝無断で公表されない権利）

氏名表示権（氏名を表示するかしないか、どんな名前で公表するかを決める権利）

同一性保持権（意に反して無断で改変されない権利）

○著作権（財産権）・・・譲り渡すことができる。

複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権など

著者の死後（無名、団体名義の場合は公表後）70年間有効。



\* 辞典や雑誌などの編集著作物、翻訳など二次著作物にも著作権は生じます。

実演家、レコード製作者、放送事業者等には、著作隣接権が認められています。

### 著作物を利用するには

他人の著作物を利用するには、著作権者の許諾が必要。

ただし、著作物が自由に使える場合（権利の制限）が定められています。（第30～50条）

○必要な文献を複写したい

著作権法第30条第1項（私的使用のための複製）

著作権の目的となっている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

※私的使用のために、コピーを1部とることは許されています。

図書館で複写をするときは、第30条ではなく、第31条（図書館等における複製等）が適用されるため、条件が厳しくなります（一著作物の半分まで、申請書の記入等）。

→「[図書館のルールをご存じですか？著作権について](#)」参照（館内で配布しています）

○論文に他人の文章や絵、写真などを使用したい

### 著作権法第 32 条第 1 項（引用）

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。



▶ 文化庁の著作権テキストでは、以下の条件が示されています。

- (1) すでに公表されている著作物であること
- (2) 「公正な慣行」に合致すること  
(例えば、引用を行う「必然性」があることや、言語の著作物についてはカギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること)
- (3) 報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること  
(例えば、引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であることや、引用される分量が必要最小限度の範囲内であること、本文が引用文より高い存在価値を持つこと)
- (4) 「出所の明示」が必要（複製以外はその慣行があるとき）

※美術作品や写真、俳句のような短い文芸作品などの場合、その全部を引用して利用することも考えられます。

※自己の著作物に登場する必然性のない他人の著作物の利用や、美術の著作物を実質的に鑑賞するために利用する場合は引用には当たりません。

※翻訳も可

令和 4 年度著作権テキスト（文化庁）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html>



### 【注意】

博士論文は、インターネット上での公開が学位規則により義務づけられています。引用には特に慎重な判断が求められます。

- ・著作権が切れていない現代作家の作品等
- ・美術館等の HP で公開されている画像については、使用条件を確認しましょう。
- ・図書館で契約している画像データベース「Artstor」は、使用範囲を限定しています（学内レポート、卒論には使用できるが、公表する場合（博士論文等）は不可）。

## 著作権と引用について学ぶ

- ・文化庁 Web サイト\_著作権 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/index.html>
- ・「教育現場と研究者のための著作権ガイド」（請求記号: 0212/Ky4/095634）
- ・「Q&A 引用・転載の実務と著作権法 第 2 版」（請求記号: 0212/Ki68/104139）
- ・「レポート・論文をさらによくする「引用」ガイド」（請求記号: 8165/Sa13/094753）
- ・「コピペと言われないレポートの書き方教室: 3つのステップ: コピペから正しい引用へ」（請求記号: 8165/Y24）